**日本テスト学会誌（The Japanese Journal for Research on Testing）**

**研究倫理に関する相談窓口規定**

2015年9月10日制定

1. 目的

日本テスト学会誌投稿規定の定めるところにしたがい，日本テスト学会誌に投稿する際に投稿者が研究倫理に関して相談を行うことが可能となる窓口（以下，「相談窓口」と称する）を設ける。

1. 業務内容

日本テスト学会誌への投稿者より研究倫理に関する相談があった際に，研究倫理の観点から投稿の適否を判断する。

1. 投稿の適否に関する判断基準

投稿の適否は原則的に以下の基準に則って判断する。

1. 投稿論文が明らかに「人を対象とする研究」に該当しない場合，投稿を可とする。
2. しかるべき組織，ないしは，機関による研究倫理審査を受審し，「人を対象とする研究」に該当しないと判断された研究に関しては投稿を可とする。ただし，「非該当」と判断されたことに関する証明を求めることができる。
3. しかるべき組織，ないしは，機関による研究倫理審査を受審し，研究成果の公表に関して承認を得た研究に関しては投稿を可とする。
4. しかるべき組織，ないしは，機関による研究倫理審査を受審する手続きを開始し，審査中の研究に関しては投稿を可とする。ただし，投稿規定に基づき，論文が受理されるまでに結果の公表に関して承認を得ることが掲載の条件となることを付言する。
5. しかるべき組織，ないしは，機関による研究倫理審査を受審し，研究成果の公表に関して承認を得られなかった研究については，原則的に投稿を不可とする。
6. 投稿者の所属機関等に研究倫理審査を行う機関が存在しない場合，投稿者の所属組織のコンプライアンス規程にしたがって研究の遂行，公表が承認されている場合には投稿を可とする。
7. 投稿者が研究倫理審査を受審する機会が得られないと判断される場合，日本テスト学会倫理綱領に則り，個別に投稿の可否を判断する。
8. 投稿許可に関する証明書

第3条第7項にしたがい相談窓口によって個別に投稿を可と判断された研究に関しては，通番による承認番号を付した「日本テスト学会誌投稿許可証明書」を発行する。なお，同証明書の効力は本誌に限る。

1. 相談窓口の組織

当面の間，日本テスト学会誌編集委員会幹事会が相談窓口を兼ねる。

本規定は2015年9月11日より発効する。